

高齢者虐待防止のための指針

有限会社 岩出
なないろデイサービス

1. 事業所における虐待防止に関する基本的考え方

- **尊厳の保持と自立支援：** 利用者の尊厳を保持し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、適切なケアを通じて人権を擁護します。
- **虐待の定義と禁止：** 身体的・心理的・性的虐待、ネグレクト、経済的虐待をいかなる理由があっても決して許さない姿勢を内外に明示します。
- **ハラスメント対策との一体的推進：** 職員による虐待の背景となり得る、利用者・家族等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）への対策も一体的に整備し、職員が安全に働ける環境を整えることで虐待を未然に防ぎます。

2. 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

- **委員会の設置と開催：** 「虐待防止委員会」を設置し、定期的(年2回以上)に開催します。多職種（管理者、生活相談員、看護職、介護職等）が参加し、現場の違和感や「不適切なケア」の芽を早期に共有します。

委員会の構成は、多職種連携による迅速な決定を可能とするため、原則として以下の職種で構成する。

- 施設長
- 管理者(各事業所)
- 看護職員（看護師・准看護師）
- 生活相談員（窓口・連絡調整担当）
- 介護職員代表（現場実施担当）
- **虐待防止担当者の選任：** 取り組みを統括する「虐待防止担当者」を配置します。

虐待防止担当者	管理者	高橋 広道
---------	-----	-------

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- **定期的な研修の実施：**年2回以上（通所介護の基準）、全職員を対象とした虐待防止研修を年2回以上実施します。また、新規採用時にも必ず実施します。
- **研修内容：**虐待の定義のほか、認知症（BPSD）への適切なケア技術、送迎時の注意点、権利擁護、ハラスメント対策などを含めます。

4. 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- **迅速な事実確認：**疑いが生じた際、組織として客観的な調査を実施します。
- **安全確保と緊急通報：**被害の疑いがある利用者の安全を最優先に確保し、市町村への通報義務を速やかに果たします。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- **早期報告ルールの周知：**虐待と断定できない「些細な変化」や「不適切な言動」の段階で上長に報告・相談するフローを全職員に周知します。
- **通報者の保護：**相談・報告を行った職員が不利益な取扱いを受けないことを保証し、守秘義務を徹底します。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

- **権利擁護の窓口：**判断能力が不十分な利用者の権利を守るため、地域包括支援センターや市町村と連携し、成年後見制度の活用について本人・家族への説明や支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- **苦情からの早期発見：**利用者や家族からの苦情（送迎時や連絡帳での訴え等）に対し、迅速かつ誠実に対応することで虐待へのエスカレートを防ぎます。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

- **透明性の確保：**本指針は事業所内に掲示し、また重要事項説明書やウェブサイト等を通じて、利用者・家族がいつでも閲覧できる状態にします。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

- **身体拘束等の適正化：**集団ケアの中での安易な身体拘束（いわゆる「スピーチロック」等を含む）の廃止・防止に向けた取組を虐待防止活動と一体的に推進します。

- **送迎時等の密室化防止：**送迎時など１対１になる場面での適切なコミュニケーションを徹底し、定期的なモニタリングを行います。

附則

本指針は、令和４年７月１日より施行する。

令和６年４月１日 一部改訂

令和８年６月１日一部改訂
